平成２６年（フ）第４０１号
栃木県日光市清滝３丁目６番地17、前住所東京都杉並区上井草４丁目１番16号　ＨＩＬＬＳ１―103
債務者　本多　葉子（旧姓栃内）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２０号
栃木県足利市南大町3309番地１　３、前住所栃木県足利市上渋垂町284番地13
債務者　岡村　晶子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５９号
岡山市南区東畦126番地３
債務者　岩見　町子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７２号
岡山市南区浦安西町110番地18
債務者　賀来　厚能
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２１号
東京都八王子市北野町537番地９ハイツクシダ201号
債務者　瀬戸　優一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９７号
静岡市葵区沓谷３丁目６番38号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７号
沖縄県中頭郡読谷村字大木50番地２　ピュアウインド201号室
債務者　岩下　剛三
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１４１号
沖縄県宜野湾市愛知２丁目11番３―402号　愛知団地Ａ３
債務者　冨名腰ひとみ（旧姓髙江洲）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１６５号
北海道河東郡音更町中鈴蘭北５丁目１番地１　鈴蘭団地Ａ棟301号室
債務者　浦滝　　梓
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２１号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番48号
破産者　株式会社川口工務店
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７１号
北九州市小倉北区赤坂３丁目２番16号
破産者　株式会社エヌ・シー技建
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０１２号
札幌市中央区北５条西27丁目３番５号
破産者　株式会社スティルセゾニエ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１１号
愛知県海部郡蟹江町緑１丁目25番地
破産者　有限会社シンク・ファクトリー
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７４号
大阪市港区田中２丁目３番９―402号
破産者　株式会社朱美建設
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０５号
大阪市中央区城見１丁目３番７号
破産者　株式会社カーニバル
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５７号
堺市堺区賑町４丁１番５―433号
破産者　株式会社ココ・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市北原288―１、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中３丁目44番地
破産者　株式会社タケウチ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６８号
最後の住所兵庫県神崎郡福崎町西田原1881番地２、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中２丁目586番地　ラフォーレ白浜Ｃ―102号
破産者　亡竹内義人相続財産
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１号
兵庫県多可郡多可町八千代区俤田４番地の３
破産者　小牧株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部